

平成二十六年十月二十一日受領
答 弁 第 一 六 号

内閣衆質一八七第一六号

平成二十六年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出バンクーバー総領事館で不適切な経理が行われていたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出バンクーバー総領事館で不適切な経理が行われていたことに関する質問に
対する答弁書

一から五までについて

在バンクーバー日本国総領事館において、平成二十三年に千三百九十二カナドル及び平成二十四年に三千三百六十九カナドルの公金の紛失（以下「本件公金紛失」という。）が発生した。本件公金紛失について、同総領事館から外務本省に対する報告は行われなかった。

お尋ねの「隠蔽」が具体的にどのような行為を指すのか必ずしも明らかではないが、外務本省は、平成二十五年十月に本件公金紛失を把握して以降、当時の同総領事館館長であった伊藤秀樹スーダン国駐^{きゅう}特命全権大使（以下「伊藤大使」という。）を含む当時の同総領事館関係者に対して聞き取り調査等を行ったが、これらの関係者は当時から本件公金紛失の原因を把握できておらず、これらの関係者が非違行為の存在を認識しながら本件公金紛失について報告を行わなかったとは認められなかった。

外務省として、本件公金紛失が発生したこと、また、同総領事館から外務本省に対する報告が行われなかったことは遺憾であり、これらのことを厳粛に受け止めている。本件公金紛失に関し、伊藤大使は、同

省の内規に基づき訓戒処分を受けた。

六について

伊藤秀樹前東京都儀典長がスーダン国駐劔特命全権大使に任命されたのは、平成二十六年七月二十九日である。外務省として、伊藤大使が、一から五までについて述べた処分を受けたことをも踏まえ、在スーダン国日本国大使館の館長として適切に職責を果たすことを期待している。

七について

外務省としては、平成二十五年六月に在コンゴ民主共和国日本国大使館において公金が紛失していることが確認された後、同大使館以外の在外公館において公金が紛失した事例がないかについて調査したが、本件公金紛失の他に、公金が紛失した事例の発生は確認されなかった。

同省としては、在外公館における不適正な経理の発生の再発防止に取り組んできているところであるが、本件公金紛失の発生も受け、在外公館における適正な経理の更なる徹底を図る考えである。